

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 0 号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可申請書に添付する図書）</p> <p>第 1 0 条 省令第 1 0 条の 4 第 1 項の規定に基づく許可の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第 5 5 条第 3 項若しくは第 4 項各号</u>、<u>法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書</u>、<u>法第 5 8 条第 2 項</u>、<u>法第 5 9 条第 4 項</u>、<u>法第 5 9 条の 2 第 1 項又は法第 6 8 条の 3 第 4 項の規定による申請</u>にあつては、<u>省令第 1 条の 3 第 1 項表 2 (2 9) 項 (ろ) 欄</u>に掲げる日影図</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>	<p>（許可申請書に添付する図書）</p> <p>第 1 0 条 省令第 1 0 条の 4 第 1 項の規定に基づく許可の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第 5 5 条第 3 項各号</u>、<u>法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書</u>、<u>法第 5 9 条第 4 項</u>、<u>法第 5 9 条の 2 第 1 項又は法第 6 8 条の 3 第 4 項の規定による申請</u>にあつては、<u>省令第 1 条の 3 第 1 項表 2 (2 9) 項 (ろ) 欄</u>に掲げる日影図</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>

第 1 3 号様式を次のように改める。

四日市市長

細則第18条第2項第4号の適用除外に係る概要書閲覧申請書兼誓約書

概要書の種類	
閲覧申請者	住所
	氏名
閲覧する者	住所
	氏名
概要書の範囲	
閲覧目的	
調査結果	公表の方法
	公表の時期
閲覧により取得した情報	管理の方法
	廃棄の方法
	廃棄の時期
誓約事項	建築基準法の目的を踏まえ、閲覧目的外に利用しないこと並びに個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守することを誓約します。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)